

請 願 理 由

議員の皆様におかれましては、市政発展のために力をつくして頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、私共母親といたしまして、頭をいためておりますことの一つは、子供の虫歯の問題です。十分気をつけておりましても、多くの子供達が虫歯にかかります。御存じのように虫歯は子供の健康上大きな影響をおよぼしますのに、歯医者さんですぐ診て下さるところは大変少なく、各自で虫歯予防のためにフッ素を塗布して頂きますと、高いところで一回一万円もとられることもあり、大きな負担となっております。

福生市の将来をになう子供達が健康ですこやかに成長出来ますよう虫歯の予防対策のフッ素塗布に対し補助を実施して頂きたく請願をする次第です。

昭和五十年九月十六日

請願代表者

福生市南田園三の三

福生団地十三の六〇四

川 島 道 子

印

外 八百二十九名

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福庶発第二千七十一号

昭和五十年九月十八日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

市議会議事説明員の委任について

昭和五十年五月一日付け、福庶発第四百四号で通知した市議会議事説明員のうち、税務課長 島田猛が病気のため、昭和五十年第三回福生市議会定例会における議事説明員に、次のとおり委任したので通知します。

職 名 氏 名

税務課庶務係長 町 田 光 輝

福議発第百六十八号

昭和五十年九月十二日

殿

福生市議会議長 貫井喜代次

議案説明員の出席要求について

昭和五十年第三回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日時 九月十八日（木）午前十時
二場所 福生市議会議場



福監発第 1883 号

昭和50年8月26日

福生市議会議長

貫 井 喜 代 次 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉 印
大 野 行 夫 印

昭和50年7月分例月出納検査の結果につ
いて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 実施した日 昭和50年8月21日(木)
- 2 場 所 第二庁舎2階会議室
- 3 対 象 昭和50年7月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項
- 4 結 果 7月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、7
月末日における収支の状況は、別表のとおりで
計数上の誤りは認められなかった。

昭和50年7月分歳入歳出状況

昭和50年度

会 計 名	予 算 現 額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	千円 7,725,865	642,182,065 円	1,620,838,368 円	20.9 %	242,981,184 円
		647,350,113	1,377,857,184	17.8	
国保会計	449,416	60,784,194	152,810,400	34.0	77,043,514
		33,833,624	75,766,886	16.9	
質屋会計	4,071	674,938	1,962,206	48.2	483,952
		238,408	1,478,254	36.3	
区画整理 会 計	470,698	5,000,000	170,963,158	36.3	149,750,468
		4,778,841	212,126,90	4.5	
公共用地 会 計	1,010	0	1,232,028	122.0	1,232,028
		0	0	0	
下水道 事業会計	470,000	0	33,710,897	7.2	11,585,482
		12,275,501	22,125,415	4.7	
受託水道 事業会計	316,460	44,206,814	106,454,814	33.6	44,410,252
		17,370,748	62,044,562	19.6	
用品調達 基 金		942,409	4,594,800		338,410
		1,439,301	4,256,390		
公益質屋 基 金		1,294,000	5,918,500		5,818,500
		0	100,000		
土地開発 基 金		0	109,381,700		109,394,050
		0	△ 12,350		
都市施設 整備基金		0	236,500,000		236,500,000
		0	0		
合 計		755,084,420	2,444,366,871		879,537,840
		717,286,536	1,564,829,031		



福監発第1984号

昭和50年9月8日

福生市議会議長

貫井喜代次 殿

福生市監査委員 山下久吉 印

福生市監査委員 大野行夫 印

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

定期監査報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

財務に関する事務のうち、次の財政援助団体に係る主管課の事務の執行状況

(1)	福生市職員共済組合	主管課	秘書職員課
(2)	" 納税貯蓄組合	"	税 務 課
(3)	" " 連 合 会	"	"
(4)	" 第 1、2 生活学校	"	経 済 課
(5)	" 商工会	"	"
(6)	" 体育協会	"	社会教育課
(7)	" 文化連盟	"	"
(8)	" 婦人会	"	"
(9)	" 青年団体連絡協議会	"	"
(10)	" ボーイスカウト	"	"
(11)	" 青少年問題協議会	"	"

2 監査の範囲

昭和 4 9 年度の補助金に関連して執行された事務

3 監査の期間

昭和 5 0 年 8 月 5 日から同年 8 月 2 1 日まで

4 監査を実施した監査委員

山 下 久 吉 、 大 野 行 夫

5 監査の手続き

監査にあつては、補助金が補助目的にそつて十分な効果をあげるために、主管課の指導、監督が適正に行われているかどうかを確かめるため、次のような観点を定めて実施した。

(1) 補助金の交付時期は適正か。

(2) 補助事業についての指導、監督は適正に行われているか。

(3) 補助事業の実績報告は適正に行われているか。

II 監査の結果

監査の結果を報告する前に、補助金に対する思考と今回の監査にあつての経過を述べることにする。

福生市は、首都圏近郊の住宅都市として戦後急速に発展してきたが、それに伴い行政需要は増大しその質も変化してきている。このような行政需要の伸びは、財政規模をはるかに上回り、市民の要望にはなかなか応じられなくなっている。

また、最近のインフレにより経常経費が増大し、財政状況は更に悪化している。こうした財政状況の悪化をくい止め、財政の効率化をはかるための一つとして最近多くの地方自治体において補助金等の検討が行われ、合理化が図られている。

補助金等は、法の趣旨に照らして産業の育成、社会福祉事業の助成など、公益を増進するため適正に交付されなければならない。また、補助金等の支出の対象、効果が一部のみに限定され住民の福祉につながらないもの、あるいは、すでに助成の意義の失われているものの補助打ち切り、減額等その時点に合った補助金に対する適切な措置が必要である。更に、補助金を交付される団体は、市が実施する行政の重要な一翼をになつているとも言えることから、当該団体を育成するためにも単に金銭的な支出だけにとどめず、適切な指導、援助があつてこそ当然であり、それでこそ公金の効率的な執行となるのである。

今回の監査の実施にあつて、補助団体のうち91団体から決算書を取り寄せ内容を検討した。その結果、財政援助団体の直接監査の布石として、11団体を抽出しその主管課4課を監査対象としたものである。

監査の結果、次のとおり適正でないものが認められたので、今後検討されたい。

指 適 事 項

1 補助金の交付時期について

補助金は、当該補助目的の事業がスムーズに実施され、補助効果が十分発揮できるように早い時期に交付されなければならない。しかし、次の団体に対しては特に交付が遅く年度末から年度経過後に交付されている。このうち納税貯蓄組合は、毎年3月末現在で各組合の納税成績により補助金を算出して、出納整理期間に交付しているが好ましい方法ではない。これを前年度の納税実績により新年度予算から交付する方法など今後検討されたい。

補 助 団 体 名	申 請 年 月 日	交 付 年 月 日
福生市納税貯蓄組合	50・3・20	50・5・28
〃 商工会（事業費補助金）	50・3・7	50・3・31
〃 ボーイスカウト	50・1・14	50・4・4

2 間接補助について

財政援助団体の中には、交付された補助金を更に下部組織に全額又は一部を交付する団体がある。商工会に対する事業費補助金、体育協会及び文化連盟補助金などがそれである。

こうした補助金は、市から交付する補助目的が末端まで行き届いているか、また、団体から再交付される補助金が適正に執行されているか、常にその内容の掌握が必要である。監査の結果、主管課の団体に対する指導、監督は必ずしも十分とは認められなかつた。

補助金は、ややもすれば特定の個人、又は、団体の利益のために支出されやすいので、運用にあつては適切な指導をお願いしたい。

3 実績報告について

福生市の補助金交付規則第11条には、補助金の実績報告についての規定がある。本条は、補助団体等に対する補助事業等の実績報告書の提出義

務を規定したものである。今回の監査対象のうち次の団体は、監査当日現在まで未提出の団体である。これらの団体については、早急に提出するように督促し、今後事業年度終了後には遅滞なく提出するよう指導されたい。

未 提 出 団 体	
納 税 貯 蓄 組 合	南農、鍋 1、牛 2、福生料飲、牛浜商栄、埼玉窓口 杏林、川崎の各納税貯蓄組合
青少年問題協議会	鍋 1、 ~~鍋 2~~ 、福栄、永田、長 1、長 2、本 2、中央 本 8 の各地区委員会

第三回福生市議会

定例

会会議録(第十二号)

昭和五十年九月十九日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
一 出席議員はつぎのとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松山 清 君
三番	原田 生也 君	四番	村野 武男 君
五番	森田 治男 君	六番	村尾 栄次 君
七番	鈴木 藤次郎 君	八番	山崎 良之助 君
九番	竹田 政勝 君	十番	指田 保雄 君
十一番	宇佐美 良時 君	十二番	貫井 喜代次 君
十三番	川窪 清一 君	十四番	田村 市郎 君
十五番	小林 菊三 君	十六番	小堺 仁七 君
十七番	関 米吉 君	十八番	東田 正治 君